

規制・行政手続上負担と感じていることについて

団体名：日本行政書士会連合会

I. 負担を感じている具体的な規制・行政手続、負担と感じている内容について

No	1. 具体的な規制・行政手続	2. 規制・行政手続の詳細、具体的に負担と感じている内容	根拠法令等
(1) 事業開始時の手続	医療法人設立	<p>医療法人は認可庁（都道府県知事等）による認可を受けた後、設立登記をもって成立します。</p> <p>認可申請書には、定款、設立総会議事録、役員の就任承諾書、事業計画書、予算書、各種図面類など膨大な書類（これらの書類で、後の登記申請時に添付する書類の殆どをカバーできます）を添付し、実務上、審査の過程においては、形式面のみならず実質面においても、担当者に説明することを求められます。</p> <p>認可申請の手続きは、通常、予備審査、本申請、医療審議会への諮詢・答申など、慎重な審査を経、それらをクリアしてはじめて認可に至ります。医療法人設立における主たる手続は認可手続であると言っても過言ではありません。</p> <p>この過程で、後の設立登記申請時に添付する書類の殆どは認可庁によってその適正さが確認されています。</p> <p>にもかかわらず、現状では、認可後の設立登記申請の際に再度同じ書類を提出して登記申請を行わなければなりません。手間がかかるだけでなく、司法書士等に登記を依頼すれば費用もかかり、国民にとって負担となっています。</p> <p>国民から見て、実質的に2重規制になっているとも言える現状を改善するため、設立登記は認可庁からの嘱託登記とするなど、国民の負担軽減につながる方策を検討すべきと考えます。</p>	医療法 組合等登記令
	特定非営利活動法人設立	<p>特定非営利活動法人は認証庁（都道府県知事等）による認証を受けた後、設立登記をもって成立します。</p> <p>認証申請書には、定款、設立総会議事録、役員の就任承諾書、事業計画書、予算書など膨大な書類（これらの書類で、後の登記申請時に添付する書類の殆どをカバー</p>	特定非営利活動促進法 組合等登記令

		<p>できます）を添付し、実務上、審査の過程においては、形式面のみならず実質面においても、担当者に説明することを求められます。</p> <p>認証申請の手続きは、通常、予備審査、本申請、2か月間の縦覧など、慎重な審査を経、それらをクリアしてはじめて認証に至ります。特定非営利活動法人設立における主たる手続は認証手続であると言っても過言ではありません。</p> <p>この過程で、後の設立登記申請時に添付する書類の殆どは認証庁によってその適正さが確認されています。</p> <p>にもかかわらず、現状では、認証後の設立登記申請の際に再度同じ書類を提出して登記申請を行わなければなりません。手間がかかるだけでなく、司法書士等に登記を依頼すれば費用もかかり、国民にとって負担となっています。</p> <p>国民から見て、実質的に2重規制になっているとも言える現状を改善するため、設立登記は認証庁からの嘱託登記とするなど、国民の負担軽減につながる方策を検討すべきと考えます。</p>	
③	運送業許可 開発許可	<p>運送業の許可を得るには、車庫の他に事務所・休憩所を確保する必要があります。しかし、「都市計画法、建築基準法、農地法等の法令に抵触していないこと」が求められることから、運送業の営業所では都市計画法上の許可が得られないため、市街化調整区域内では事実上、許可を受けることが不可能となっています。</p> <p>他方、市街化区域内に5両以上のトラックを駐車できる車庫を確保することも至難であり、結局、運送業の許可を受けること自体が極めて困難な状況にあります。</p> <p>市街化調整区域内の事務所でも開発許可が得られるようにする等、運送業の許可取得を容易にできるような方策を検討する必要があると考えます。</p>	貨物自動車 運送事業法 都市計画法
④	在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請	<p>左記の諸申請について、同一管轄にある地方入国管理局と同局出張所とで、申請人（申請代理人を含む。以下「申請人等」という。）に求められる書類の様式に差異が見られます。具体的には、日本人と外国人との婚姻に伴う諸申請の際に「質問書」の提出を求められますが、本局では総頁数 8 ページの様式を求められるのに対し</p>	出入国管理 及び難民認定法

		て、同局出張所では総頁数 18 ページの様式に記載するよう求められています。同一管轄局内で大きな差異があるのは好ましくなく、結果として申請人等に過大な負担を強いることになろうかと存じます。是正していただきたく要望します。	
(2) 事業継続時の手続	①		
	②		
(3) 事業拡大時の手続	①		
	②		
(4) 事業活動終了／承継時の手続	①		
	②		

(次頁に続く)

II. その他、規制・行政手続について負担と感じていることについて

1. 特殊車両通行許可申請について（根拠法令：車両制限令）

① 手続きに要する時間が長すぎます。

標準処理期間は定められていますが、収録道路を通行する場合に限りであり、未収録道路を通行する場合、許可までに3～4ヶ月を要しているのが現状です。

未収録道路を通行しないケースはほとんどなく、標準処理期間は有名無実化しています。

② 審査基準・条件基準が一律ではありません。

同一諸元の車両を同一道路の通行許可で申請した場合、通行可の場合と不可の場合があります。また、通行の条件が異なる場合があります。

③ 申請の差し戻しについて。

電子申請での軽微な不備が差し戻しとなることがあります。

補正を求めるのか、差し戻しなのかは基準があるべきと考えます。

多数の路線の中の1路線が通行不可で迂回指示等の場合、差し戻しすることは行政手続上問題であると考えます。

2. 河川保全区域における行為の制限（根拠法令：河川法55条 等）

① 上記区域における土木工事を行う際に、断面図の提出が必ず求められます。断面図を作成するためには現況測量が必要となり、川幅も広いことから測量費や図面作成にかかる費用が場合によっては工事規模を大きく上回ることもあり一般国民に過度の負担となっています。

② 標準処理期間は定められていますが、許可までに3ヶ月以上要している場合があります。

3. 農振法における農用地除外申出の添付書類について、及び農地法の審査基準・条件基準が一律ではないことについて（根拠法令：農振法及び農地法）

① 農振法における農用地除外申出の添付書類について

除外申出の際に規模の妥当性を確認するため、資金計画書や収支計画書などの事業計画書、場合によっては残高証明書や融資予定証明書の提出を求められることがあります。そのため、

長期の手続きにも関らず、建物計画を含め土地利用計画を完了させなければならなく、手続き開始に時間がかかってしまうのが現状です。

② 農地法の審査基準・条件基準が一律ではないことについて

農振法において農地法の転用手続きで求めていない隣地の承諾について、確認書など書類の名称を変更して求めることにより一般国民に負担となっている場合があります。また、農地区分が曖昧であり、判断に相違が生じる場合があります。

4. 公共測量の成果について（根拠法令：測量法 等）

① 公共測量の成果の共有について

公共測量の成果（官民境界）について、実施した部署のみが保管しており、他部署にてその成果を利用することができない場合があります。そのため、道路拡幅などに伴う用地測量を実施した地域であるにも関らず、一般国民が自己の所有地の土地利用を計画した場合には、再度官民境界の確認をしなければならないこともあります。道路拡幅により自己の所有地を提供したにもかかわらず再度多額の測量費を負担することになっております。

5. 道路内民地について（根拠法令：道路法 等）

① 一般国民が所有する敷地前面に道路内民地が存しております、そのため、境界確定その他の手続きに時間がかかり、売買時期を逸してしまったことがあります。静岡市では全国に先駆けてH25.4より道路内民地調査業務を実施しており、行政書士が関わっております。

6. 建設業許可申請手続（根拠法令：建設業法第3条、第44条の3、第44条）

① 手続きに要する時間：許可申請書受理から許可日又は、審査終了日までの期間が事前に示されていません。

（説明）

国土交通大臣許可申請においては、主たる営業所を管轄する都道府県庁に申請書類を提出し、当該都道府県庁を経由して各地の地方整備局で審査するため、許可通知書が発行されるまでの期間が各地方整備局によっては3ヶ月から4ヶ月以上に及ぶこともあります。問い合わせをしても許可

の時期を教えてもらえない。許可通知書発行日の見通しが立たないことから、建設業許可申請業者は事業開始が遅れてしまうという問題があります。

(建設業法第44条の3：国土交通大臣の権限の委任 法第44条の4：都道府県知事の経由)

許可取得後も、経営業務管理責任者変更届の審査がいつ終了するのか期間が示されず、申請から4ヶ月後に裏付資料の追加を求められたこともあります。建設業者は、許可行政庁の審査期間が明示されないことで、他の業界に比べて経営判断や事業展開が遅くなるというリスクを抱えています。

- ② 手続きの透明性：審査基準が分かりにくく、都道府県及び各地方整備局ごとに審査基準が異なります。なお、地方整備局、都道府県の担当者によっては、場当たり的な指示や、要求の根拠が不明確な場合が見受けられます。

(説明)

ある県で知事許可を新規取得した建設業許可業者が1年後、主たる営業所を隣接する県に移転すると、新たに建設業許可申請を移転後の県庁に申請しなければなりません。ところが、移転前の県庁で認められた経営業務管理責任者の裏付資料、専任技術者の裏付資料が、移転後の県庁では「許可行政庁ごとに審査方法が異なる」という理由で認められず、前回認められた裏付資料を添付しているにもかかわらず許可を失効する場合がある。また、知事許可業者が事業を拡大して、他府県に支店を出した場合も同様の問題があります。

つまり本店は変わらなくても、知事許可から大臣許可に許可換え新規申請をする必要に迫られるので、管轄の地方整備局に申請すると「都道府県と審査方法などが異なる」という理由から、都道府県が1年前に認めた経営業務管理責任者や専任技術者の過去の経営経験・工事実績を否認され、許可されないというリスクがあります。(建設業法第3条：建設業の許可及び許可行政庁)

7. 文化庁著作権登録制度について

- ① 文化庁への一般的な著作物の登録においても、プログラム著作物登録における創作年月日登録のように、「著作物そのもの」の登録ができるように法改正すべきと考えます。登録制度がないために、公表年月日登録といった方法で代替申請する負担を強いられております。
- ② ライセンス契約における対抗要件付与のための著作物利用権設定登録制度もライセンシー保護のために必要であると考えます。
- ③ 登録手続については、FAXや郵送での方法だけでは国民にとって負担となりうるため、電子申請も可能とすることで国民の利便性が向上すると考えます。
- ④ インターネットを利用しての著作物の題号、著作者、登録の目的、申請者、著作権者等、様々

な項目で検索可能な検索サービスの提供が求められます。現状の検索項目だけでは不十分で利便性に欠けると考えます。

- ⑤ 申請費用や謄本交付費用の引き下げなどが必要であると考えます。
-

8. 電子申請の利便性の向上について

- ① 許認可の依頼を受けた際の初期段階で、登記事項証明書や公図写し等で申請者や申請地等を確認することが多々あります。

最近はインターネット登記情報提供サービスで事務所にいながらこれらを確認できるようになりましたが、夜間や休日にはサービスが提供されません。

許認可申請には期限のあるものが多く、時には一刻を争うこともあります。そのような場合、夜間や休日にどれだけ業務を進められるかが鍵になります。

例えば農地転用の場合、金曜日の夜に地図情報・申請地の登記情報・周辺の土地の登記情報等を取得し、土日の間に現地調査・隣接農地所有者宅への訪問等を行えば、月曜日までにかなり業務を進めることができます。

許認可取得の可否は国民の権利義務に大きな影響を与えます。

サービス提供時間の拡大を急ぐ必要があると考えます。

- ② 登記事項証明書等のオンライン請求について、オンラインで請求するくらいなら直接法務局に出向いたほうが早いという状況は改善すべきと考えます。

利用者自身によるプリントアウト、コンビニ交付、電子データでの交付など、利便性を高める交付方法に関し、更なる検討が必要と考えます。

- ③ 今後、マイナンバーカードの普及に伴い、電子申請等オンラインでの手続の普及が見込まれます。

しかし、他人の依頼を受け報酬を得て申請等のための電磁的記録を作成するのは行政書士の独占業務とされています。これは、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士に限ってその業務を行うことを認めることとしたものであります。

安易な利便性の追求は、ともすれば国民の権利義務に対する脅威ともなりかねません。電子手続の普及と同時に、行政書士法の順守についても配慮する必要があると考えます。

日本行政書士会連合会

○組織について

日本行政書士会連合会は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的としています（行政書士法第18条第2項）。

この目的を達成するため、次の事業を行っています。

- 一. 単位会の指導及び連絡に関すること。
- 二. 単位会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関すること。
- 三. 行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること。
- 四. 行政書士の業務に関する法規の調査及び研究に関すること。
- 五. 行政書士の業務に関する調査、研究及び統計に関すること。
- 六. 行政書士法第1条の3の第2項に規定する研修とその他の行政書士の研修に関すること。
- 七. 講演会及び研修会の開催に関すること。
- ハ. 行政書士の業務に関する図書の斡旋及びはん布に関すること。
- 九. 行政書士の福利厚生及び共済事業に関すること。
- 十. 会報の編集及び発行に関すること。
- ナー. 行政書士法第4条第1項の規定に基づき指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること。
- ナ二. 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するのに必要なこと。

○組織概要

名称	日本行政書士会連合会
創設	1953(昭和28)年2月22日
所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階 TEL:03-6435-7330
行政書士データ	行政書士会員:45,441 行政書士法人会員:442 (平成28年4月1日現在)
行政書士会データ	47会 (全国47都道府県各1会)